

我々は、人権理事会決議 36/15、33/9 及び 33/1 に基づき、有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者、誰もが得られる最高水準の身体的及び精神的健康を享受する権利に関する特別報告者、並びに奴隷制度の現代的形態（その原因及び結果を含む）に関する特別報告者としての立場で申し入れを行う榮譽を有する。

我々は、福島県において現在行われている除染及び再定住プログラムの中で雇用されている労働者が直面している問題に関して、特に、労働者が晒されている既存のリスク及び潜在的リスク、更に、労働者の安全及び労働条件を保護するためのガイドラインのモニタリングと履行の乖離、現場における健康及び保全措置レベルが不十分であることを含み、報告された労働者の権利並びに身体的及び精神的健康の権利の恒常的な侵害について、日本政府に対し注意喚起したい。

放射能レベルが高いままであると指摘されている福島の地域に関連する、2017年3月の日本政府による避難指示解除決定についての関連のコミュニケーションが、2017年3月20日に複数の特別報告者から伝達された（ケース番号 JPN 2/2017）。我々は、日本政府から2017年6月8日付けの日本政府の回答を受領したことを認識しており、除染プログラムに関する複数の点と、当局がこれまで行った措置に留意する。しかし、日本政府の説明は、数多くの重要な問題に焦点を当てているものの、特に、被災地において雇用されている労働者の特定の状況に関する新たな申立てに関し、我々がこれまでに表明し、また、今も持ち続けている一般的な懸念を緩和するものではない。

この関連で、2018年3月、日本政府は、第3回普遍的・定期的レビュー（UPR）対日審査の枠組みでなされた勧告を支持した。同勧告は、特に許容放射線量を年間1mSv以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること、及び、福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続することを提案した。我々は、我々の関心事項を完全に反映したこれらの勧告を支持するという日本政府の決定を歓迎し、日本政府にUPR勧告に反映された諸点の完全なる履行を進めることを慫慂する。

受領した情報によれば：

2011年、東京電力（TEPCO）により運営されている福島第一原発における核エネルギー事故の結果、福島県のような地域及びその周辺は、多量の放射性セシウム及び他の放射性物質により汚染された。2012年に、日本政府は、放射線レベルを減少させ、重大な影響を受けた被災地の避難指示を解除するために、除染プログラムを開始した。

同プログラムの実現の枠組みの中で、過去7年間、何万人もの労働者が雇用された。2016年の厚

厚生労働省の報告書によれば、46、386人の労働者が2016年に雇用されている。放射線従事者中央登録センターによれば、2016年までの5年間に76、951人の除染作業員が雇用されている。

2011年8月、日本の国会は、除染作業の資金を捻出するための法律を可決したが、同法律は、既存の建設業に関する法規則を新たに開始される除染活動に適用するものではなかった。除染契約は、複数の大規模請負業者に許可されたが、その過程において、関連の経験もない何百もの小規模な企業が下請契約を締結した。これらの下請業者の中には、申し立てによれば、復興庁に正式に登録されてすらない企業もある。また、多数の労働者の就職に、ブローカーが関与していると報告されている。この状況は、多くの場合、労働者の権利の濫用及び侵害並びに要求されている健康・安全保護措置の違反に好都合な例となっており、これらの権利の濫用及び侵害に繋がっている。

内部及び外部汚染並びに外部放射線被曝は、除染作業に関与する労働者の主要な危険のひとつとなっている。福島第一原発事故以前は、原子力業務従事者の被ばく線量限度は、年間20mSvであった。2011年3月、原発事故を受けた緊急事態により、原子力業務従事者の線量限度は、年間100mSvに増加された。2011年3月から12月の間、事故の緊急段階において、特別な許可により、福島第一原発における労働者の線量限度は、250mSvまでとされた。2011年12月、この線量限度は、100mSvまで引き下げられた。除染作業員は、原子力業務従事者とは見なされないものの、同じ条件及び線量限度が、除染作業員にも適用されると理解される。

定期的な健康診断を求める政府のガイドラインは、除染作業員に義務付けられている。しかし、受領した情報によれば、労働者の採用の性質や、公式な労働者（注：登録され請負業者の従業員のことを指すと思われる）や下請業者の従業員の不安定な状況により、ガイドラインの誠実な適用が妨げられている可能性がある。その一方で、証拠によれば、除染作業員の被曝は、これら作業員の健康に深刻な潜在的影響を与えている可能性がある。2013年の厚生労働省の報告書は、白血球及び赤血球数、ヘモグロビン及びヘマトクリット値に関する異常所見について詳述している。2012年の結果は、2010年と比較して、異常件数の一般的な増加を示している。厚生労働省は、この所見は誤差の範囲内でありうるとし、報告結果は被曝と必ずしも直接関係がないとしているものの、報告書は、一定の血液指標の増加と被曝との間に相互の関連性があり得たことを認識していた。

過去5年の中で、福島労働局及び厚生労働省は、驚くほどに高い件数の、除染作業員の労働者の権利の恒常的な侵害や、作業員による線量バッジの誤用、保護用具の誤った使用を含む保全規則違反を報告してきている。何万人もの除染作業員が、報告によれば、低賃金、労働条件、被曝の観点で搾取されており、除染作業員の中には、移住労働者、難民庇護申請者やホームレスもいる。報告によれば、多くの請負業者が、危険業務手当を払っていない、又は作業員に対する相当な手当を払っておらず、また、複数の事例において法定労働時間（1週間40時間、1日7時間）を超えて働くことを要求されている労働者の例が特定されている。

さらに、2017年12月、日本政府は、放射線レベルが相当高いままである警戒区域の浪江町にお

いて除染作業を開始する公式な計画を承認した。申立てによれば、同プログラムは該当地域全体のうち僅か一部の除染のみを行うもので、該当地域の陸塊の大部分は除染不可能な山林により構成されている、このため、当該地域で作業を行う除染作業員は正当化し得ない放射線リスクに晒されることになる。

我々はこれらの申立ての正確性について予断することを望んでいないものの、除染作業における被曝によって引き起こされている健康の権利の侵害及び深刻な安全リスクを含む、福島県における除染作業の枠組みで雇用されている労働者の全体的な状況に関し深刻な懸念を表明したい。さらに、労働者の権利の侵害、特に正当かつ適切な報酬を受ける権利、安全かつ健康的な労働環境に対する権利及び正当かつ適切な労働条件に対する権利の侵害の疑いに関する深刻な懸念も表明されている。

上記の申立ての事実及び懸念に関し、これらの申立てに関係する国際人権法文書及び基準を引用した国際人権法への参照に関する別添を参照頂きたい。

この問題の緊急性に鑑み、福島県における除染作業の枠組みにおいて雇用された雇用者の権利の保護措置のために、国際法文書に沿って、日本政府が行った措置に関する回答を頂きたい。

我々の注意を要するものとされる全ての事案について明確にすることが、国連人権理事会により我々に与えられた任務の下での責任であることから、下記の点についての日本政府の見解をお示し頂きたい。

- 1．上記申立てに関する追加的な情報又はコメントがあれば、お示し頂きたい。
- 2．警戒区域において雇用された労働者に対し、職場における被曝レベル、関連リスク、及び労働者が甘受する危険及び労働条件に関する権利について、周知するために執られた措置に関する追加情報をお示し頂きたい。
- 3．除染作業員の健康診断を実施するための手続、健康診断の規則性及び履行の一貫性、及び、除染作業員の被曝のリスクを制限し、治療やリハビリを含む必要とされる医療へのアクセスを確保するための政府の措置に関する情報をお示し頂きたい。
- 4．除染作業員の被曝線量を引き上げる決定に至った状況及び背後にある理由に関する情報をお示し頂きたい。また、その結果として、リスクを防止し及び救済を行うための特別な考慮がなされたかどうか、また、その考慮に関する追加情報を頂きたい。
- 5．除染作業員の雇用プロセスの適性を確保するために整備されているモダリティ、福島を除染プロセスに關与する請負業者及び下請け業者の適性審査プロセス、及び、福島県の自治体も含め、日本政府が、既存の規範や規則の順守を確保するために実施している措置について説明願いたい。
- 6．移住労働者及びホームレスを含む労働者に対して、作業を開始する前に、自らが自身や他者に危

険を及ぼさないように確保することを目的として、訓練が実施されているかについて説明願いたい。

請負業者及び下請業者により行われているとされる除染業者に対する多くの人権侵害を防止し、調査し、処罰し又は補償するために、日本政府が行った措置に関する追加情報をお示し頂きたい。

可及的速やかに回答を得ることが出来れば幸いである。日本政府の回答は、人権理事会に提出される報告書において入手可能となる。

回答を待つ間、我々は、公衆衛生及び環境を保護する観点からの暫定措置を実施すること、また、申し立ての（人権）侵害に責任を有する人物の説明責任を確保することを求める。

我々は、近い将来、公に我々の懸念を示す可能性がある。我々の見解では、プレスリリースの依拠する情報は、即事の注目を要する正当な理由がある問題であることを示すのに十分に信頼できるものであろう。我々は、さらに、上述の申し立ての潜在的含意について、幅広く公衆に知らしめるべきであると信じている。また、同プレスリリースには、該当する問題を明確化するために、日本政府と連絡を取っていることを示すであろう。

（了）